

# 方針と手続きの規定

POLICES & PROCEDURES

## 契約書面

2014年5月現在



<b>1. はじめに</b> .....	<b>2</b>	<b>20. 紹介者の変更</b> .....	<b>7</b>
■ 正規会員登録の際に同意する方針	2	<b>21. 正規会員の行動指針</b> .....	<b>8</b>
■ 本規定の目的	2	■ 正規会員としての責任（ボーナスプランの遵守）	8
■ 正規会員との同意内容の改定	2	■ 販売の継続	8
■ ビジネスに関連した遅延等への対応	2	■ トレーニングの継続と組織拡大	8
■ 方針や条項の無効箇所の分離	2	■ トレーニングを行なう義務	8
■ 項目のタイトルや見出しによる解釈	2	■ 法律の遵守	8
■ フォーライフの権利	2	■ 自治体の規制	8
<b>2. 会社概要</b> .....	<b>2</b>	■ フォーライフの方針に対する違反の報告	8
<b>3. フォーライフの紹介</b> .....	<b>2</b>	■ 製品の配送先の住所、電話番号の変更	8
<b>4. 販売システム</b> .....	<b>2</b>	■ 正規会員登録申請書と注文書の保留	8
<b>5. 正規会員になるために</b> .....	<b>3</b>	■ 製品購入による過剰在庫の禁止	8
■ 正規会員としての立場	3	■ 正規会員の家族、会社関係者またはパートナーの行動	8
■ 正規会員の特典	3	■ 許可をされていない言動等に関する損害賠償	8
<b>6. 正規会員登録の条件</b> .....	<b>3</b>	■ 誹謗、中傷の禁止	9
■ 正規会員登録時の注意事項	3	■ ビジネスに対する損害保険	9
■ 正規会員登録	3	■ 正規会員の納税義務	9
■ 紹介者の認定	3	■ 正規会員として製品やビジネスの説明をする場合	9
■ パートナー登録	3	<b>22. 国際マーケティング</b> .....	<b>9</b>
■ 会員登録に関するフォーライフの審査権	3	<b>23. 店舗販売</b> .....	<b>9</b>
<b>7. 不実の告知等による契約の取り消し</b> .....	<b>4</b>	<b>24. イベントへの出展及び販売</b> .....	<b>10</b>
<b>8. 正規会員登録内容の変更</b> .....	<b>4</b>	<b>25. 宣伝広告の規制</b> .....	<b>10</b>
<b>9. 正規会員登録形態の変更</b> .....	<b>4</b>	■ メディアを通じた宣伝広告	10
<b>10. 正規会員登録の承継</b> .....	<b>4</b>	■ 商標登録とコピーライト	10
■ 死亡により承継する場合	4	■ 販売時の曖昧な表現の禁止	10
■ 正規会員活動の能力喪失により承継する場合	4	■ テレマーケティングの禁止	10
<b>11. 登録資格に関する取り決め</b> .....	<b>4</b>	■ メディアへの対応	10
<b>12. 登録の終了と更新</b> .....	<b>5</b>	■ 政府機関の支持に関する発言	10
<b>13. ボーナス（報酬）</b> .....	<b>5</b>	<b>26. 再包装と表示ラベル変更の禁止</b> .....	<b>10</b>
■ ボーナス等の受け取り条件	5	<b>27. クロススポンサー行為の禁止</b> .....	<b>11</b>
■ 製品の返品に対するボーナス調整	5	<b>28. 他社への引き抜き行為の禁止</b> .....	<b>11</b>
■ その他の支払い調整	5	<b>29. ダウンライン（下位組織）の活動報告</b> .....	<b>11</b>
■ ボーナスの入金	5	<b>30. 正規会員が所有する個人情報の取扱い</b> .....	<b>11</b>
<b>14. 製品の注文</b> .....	<b>5</b>	<b>31. フォーライフでの個人情報の取扱い</b> .....	<b>11</b>
■ 正規会員の製品注文	5	<b>32. 記録の追加要請</b> .....	<b>12</b>
■ クレジットカードによる購入	5	<b>33. サービスに対する問い合わせ</b> .....	<b>12</b>
■ 発送とバックオーダー	5	<b>34. 制裁処置</b> .....	<b>12</b>
■ 注文の確認	5	■ 正規会員の苦情への対応	12
<b>15. 製品の小売販売</b> .....	<b>6</b>	■ コンプライアンス委員会（Distributor Compliance Board）	12
■ 販売地域	6	■ 裁定に対する異議申し立て	12
■ 製品販売の条件	6	■ 仲裁	12
■ 正規会員が顧客に販売をする時に行なうべきこと	6	<b>35. 準拠法、裁判所の管轄、裁判地</b> .....	<b>13</b>
■ 領収証とフォーライフ指定の「ご契約内容確認書」	6	<b>カスタマー会員規定</b> .....	<b>14</b>
■ 内金の禁止	6		
■ ネガティブ オプションの禁止（顧客の承諾なしの発送及び販売）	6		
<b>16. 製品の返品</b> .....	<b>6</b>		
■ 正規会員がフォーライフから購入した製品を返品または交換する場合	6		
■ 正規会員が直接販売した顧客からクーリング・オフの返金を要求された場合	6		
■ 返品のための手続き	6		
<b>17. 製品在庫と販促品の返却</b> .....	<b>7</b>		
<b>18. 登録解除と再登録</b> .....	<b>7</b>		
■ クーリング・オフによる登録解除	7		
■ 自発的な登録解除	7		
■ 無活動による登録解除	7		
■ 登録の強制解除	7		
■ 登録終了または未更新の登録解除	7		
■ 登録解除による権利喪失	7		
■ 登録解除による組織の移行	7		
■ 登録解除後の再登録	7		
<b>19. 製造物責任保険</b> .....	<b>7</b>		

## 1. はじめに

### ■正規会員登録の際に同意する方針

フォーライフ リサーチ ジャパン,LLC (以下「フォーライフ」という。)の正規会員登録の際に、正規会員登録希望者は、フォーライフの「正規会員登録申請書」、「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーパック内の規定」、「方針と手続きの規定」等(以下「本規定」という。)の内容に同意したこととなる。正規会員は、最新版の「方針と手続きの規定」等に記載されている内容を読み、理解し、遵守し、それらの規定の下で正規会員活動をする責任がある。新規登録者は、正規会員登録の前に、紹介者より最新版の「登録の手続き」等の登録に必要な書面が同封されたスポンサーパックを受け取り、登録完了後、フォーライフより最新版の「方針と手続きの規定」を含む契約書面を受け取る。

### ■本規定の目的

フォーライフは、独立開業した正規会員を通して製品およびサービスを市場に提供するダイレクト販売の会社である。正規会員として成功するためには、秩序のある製品販売とサービスの提供が重要である。正規会員とフォーライフの関係またはビジネス活動の規準を明確に提示するために、フォーライフはその同意内容を確立した「方針と手続きの規定」等を提示している。

フォーライフに登録した全ての正規会員は、フォーライフのビジネスまたは正規会員活動に関連した日本国の法律(特定商取引に関する法律、薬事法、個人情報保護法、条令等)とフォーライフがその裁量で改正できる同意内容または規約に従う。フォーライフの基準に従った正規会員活動を行なう為に、正規会員は独立した事業者である正規会員とフォーライフの関係を解説した同意内容または規約を十分に注意深く読み、理解する事が大切である。

### ■正規会員との同意内容の改定

フォーライフは、新たな規定や手続き、製品の価格、ボーナスプラン等のフォーライフに関わる全ての同意内容を変更する権利を有する。全ての正規会員は、正規会員登録をした時点で今後フォーライフにより行なわれる同意内容の改定に同意することとなる。新たな規定や手続きが生じた場合には、フォーライフはその改定内容を記載した公式書面を新たに配布する。その書面が公開された時点で、その書面の内容は有効となる。フォーライフの全ての正規会員は、その書面を読み十分理解する義務がある。

正規会員は、フォーライフのビジネス活動を継続するかボーナスを受給することで、フォーライフの改定した内容を承認したものと見なされる。

### ■ビジネスに関連した遅延等への対応

フォーライフの影響が及ばない不測の事態(事故、テロ、ストライキ、暴動、戦争、火災、水害、調達物資の減少、政府の規制や命令等)が発生し、フォーライフのビジネスに遅延等の影響が発生した場合にはフォーライフはその責任を一切負わない。

### ■方針や条項の無効箇所の分離

現在の、あるいは改定された方針の条項がどのような理由であっても無効であるか、施行不可能であるとフォーライフが判断した場合には、無効な条項の部分のみ分離され、残りの方針内容のみ有効となる。

### ■項目のタイトルや見出しによる解釈

「方針と手続きの規定」に記載されている各項目のタイトルと見出しは方針内容の参照であって、それらのみによる本質的な規定の解釈はできない。

### ■フォーライフの権利

フォーライフは正規会員活動を規制する日本国の法律と正規会員との同意内容を遵守し、その法律と同意内容に関する権利の放棄は一切ない。フォーライフがその同意内容の下で、権利や権限を行使していない、またはフォーライフが正規会員に対して同意内容の義務や規定を厳格に遵守するよう主張していない場合、およびこの同意内容に則していない正規会員の行動や慣習がある場合であっても、フォーライフは同意内容を厳格に遵守するよう求める権利を放棄する事はない。フォーライフの規定に関する権利放棄は、フォーライフの役員による正式な書面で通知する場合のみ有効となる。万一フォーライフが正規会員の違反行為を見逃した場合でも、これによりフォーライフが他の正規会員の違反行為を罰する権利を損なうものではない。また正規会員の違反行為の罰則について遅延や遺漏があったとしても、他の正規会員が同じ違反行為や異なる違反行為に対して罰する権利を放棄することは一切ない。この書面に記載された内容に関する質問がある場合には、あなたの系列の上位、またはフォーライフに確認することができる。

## 2. 会社概要

米 国 本 社 4Life Research USA, LLC  
 設 立 1998年1月  
 米 国 本 社 住 所 9850 South 300 West Sandy,  
 U T 84070 U.S.A.  
 TEL : 801-562-3600 (代表)  
 FAX : 801-562-3611 (代表)  
 会 長 デイビッド・リゾンビー  
 代表取締役社長 スティーブ・テュー

日 本 支 社 フォーライフ リサーチ ジャパン,LLC  
 設 立 2001年2月  
 日 本 支 社 住 所 〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8  
 日石横浜ビル10階  
 TEL : 045-680-4811 (代表)  
 FAX : 045-680-4812 (代表)  
 代表取締役社長 デイビッド・リゾンビー  
 日本における代表者 有馬 裕一

## 3. フォーライフの紹介

フォーライフは、デイビッド・リゾンビー、ビアンカ・リゾンビーにより創設された米国本社、4Life Research USA, LLC (米国ユタ州サンディー市)の日本支社として2001年2月に設立された。4Life Research USA, LLC は米国国内にて牛の母乳と鶏の卵から加工した

トランスファーファクターを含むパーソナルケア製品、栄養補助食品の製造販売を行なう会社であり、フォーライフは4Life Research USA, LLC の製品の輸入販売を行なう会社である。

## 4. 販売システム

フォーライフの製品は、フォーライフに登録し、販売資格を得た正規会

員によって友人、知人、一般顧客に小売販売される。

## 5. 正規会員になるために

正規会員とは、フォーライフ指定の「正規会員登録申請書」がフォーライフに受理され、正規会員として登録された個人を指す。

### ■正規会員としての立場

正規会員は法律上独立した事業主であり、フォーライフとの雇用関係にはない。また正規会員とフォーライフの間には、代理店、合名会社、合弁事業等の関係を締結することはない。正規会員自身の責任において事業を営む。「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーパック内の規定」、「方針と手続きの規定」や日本国の法律と地方の条例等に違反しない限り、各正規会員は達成目標、勤務時間、販売方法等をその自由裁量で決定できる。

### ■正規会員の特典

- フォーライフから「会員価格」で製品を購入することができる。
- フォーライフの製品カタログに記載されている製品を友人、知人、一般顧客等に再販売し利益を受けることができる。
- フォーライフのボーナスプランに参加できる。
- フォーライフを紹介する（正規会員、またはカスタマー会員を勧誘する）ことで、組織を拡大し収入を得る機会とすることができる。
- フォーライフから会報等の情報を入手することができる。
- フォーライフ主催のイベントに参加することができる。
- フォーライフ主催のプログラムに参加することができる。

## 6. 正規会員登録の条件

- 個人（本人）名、または法人（代表取締役）名で登録申請をする。
- 正規会員として登録するために、登録料3,600円（税込）を支払う必要がある。その他、製品の購入および在庫に関する義務はない。
- 正規会員登録を実際に行なう本人以外の代理人が、その当事者の代わりにその当事者に関する登録を行なうことはできない。その当事者本人が、捺印し、自筆で書き込んだフォーライフ指定の「正規会員登録申請書」の原本を提出する必要がある。

### ■正規会員登録時の注意事項

#### a. 重複登録の禁止

いかなる場合でも、フォーライフに個人が重複して正規会員登録することはできない。従って同一人物が重複してパートナー登録や法人登録をすることはできない。また第三者の名前で登録し、ビジネス活動を行なうことはできない。そのような事実が判明した場合、その当事者の正規会員登録は無効となる。法人登録の場合、登記簿に記載されている役員は個人で登録することはできない。

#### b. 年齢制限

正規会員は、満20歳以上とする。また満20歳以上であっても、学生は登録することができない。

#### c. 法律による制限

日本の法律上、日本国の公務員は登録することができない。

#### d. 製品購入による過剰在庫の禁止

フォーライフは、新規登録者がフォーライフビジネスに精通するために製品、販促品の購入を勧めるが、新規登録者は登録料を除き新規登録のために製品を購入する、または何らかのサービスのために支払いをする義務はない。

#### e. 居住制限

正規会員登録希望者は日本国内に居住している必要がある。

#### f. 正規会員登録制限

- 正規会員の配偶者や同一世帯家族が新たに正規会員登録をする場合、その正規会員の直下以外に登録することはできない。正規会員同士で結婚した場合や登録資格を受け継いだ場合には、フォーライフが定める「正規会員登録の承継」等の規定に従い個別に対応される。
- 禁治産者、明らかにビジネス活動ができない者、社会規範に反したまたは公序良俗に反した団体に所属している、あるいは社会道義に反する行為を行なっている場合は会員登録をすることはできない。

#### g. 「正規会員登録申請書」原本の提出

新規登録を行なう際に、紹介者が登録内容を故意に操作することはできない。また、新規登録者は仮の登録申請内容をフォーライフにFAX等で送信する、またはフォーライフの公式ホームページにて仮登録する場合には、仮登録後30日以内に郵送にて「正規会員登録申請書」の原本をフォーライフに提出する必要がある。「正規会員登録申請書」の原本がフォーライフに提出され、登録に必要な項目が確認された時点で正規会員登録の完了となる。

### ■正規会員登録

#### a. 新規正規会員登録の手順

- フォーライフが正式に承認した正規会員登録者より紹介を受け、「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーパック内の規定」等の必要書類を受け取り、登録に必要な説明を正しく十分に受けている。
- フォーライフ指定の「正規会員登録申請書」に登録希望者である本人が自筆で必要事項を記入捺印の上、その原本を提出する。
- 法人登録をする場合には、その会社の登記簿謄本をフォーライフに提出する。また「正規会員登録申請書」には、登記簿に記載されている社判と代表者印を捺し提出する。

#### b. 新規登録後に正規会員に下記のものが送られる。

- 正規会員登録後、フォーライフの契約書面が送られる。
- 各正規会員に対して個別のID番号が発行される。この番号により、注文、ボーナスの確認等が行なわれる。

### ■紹介者の認定

正規会員候補者に複数の正規会員が接触した場合には、フォーライフは不正がない限り、正規会員候補者に認められ、最初に受理された「正規会員登録申請書」に基づき登録を認めるものとする。

### ■パートナー登録

正規会員は、配偶者に限りパートナーとすることができる。パートナー登録者は本登録者と同様に方針と手続きの規定等を遵守する。法人登録の場合も、上記の規定に準ずる。

### ■会員登録に関するフォーライフの審査権

フォーライフは会員登録申請、パートナー登録申請またはそれらの再申請に対して審査し、その結果その自由裁量にて申請を無効または却下とする権利を保有する。必要に応じてフォーライフが指定する書類を提出する場合がある。

## 7. 不実の告知等による契約の取り消し

勧誘中に不実の告知や重要事項が告げられていないため、新規登録者が誤認して登録した場合、契約の全てを取り消すことができる。また新規登録者がクーリング・オフを申し出た際に、不実の告知・威迫強迫行

為等でクーリング・オフの妨害をした事実が判明した場合、20日を経過した後でもクーリング・オフを行なうことができる。

## 8. 正規会員登録内容の変更

正規会員は、その登録時にフォーライフに提出した「正規会員登録申請書」の内容を変更する場合には、直ちにその変更内容をフォーライフ指定の「登録内容変更届」に記入し、通知する義務がある。必要

に応じて、「正規会員登録申請書」の控えや「登録内容変更届」の内容を証明する書類等を提出する場合がある。

## 9. 正規会員登録形態の変更

正規会員は、同一の紹介者の下で、個人、法人、パートナー登録の形態を変更することができる。これに関わる全ての当事者は、「登録内容変更届」に署名する。その場合には、

- 変更する登録形態に合った証明書をフォーライフに提出する。
- 全ての当事者はフォーライフに対するいかなる債務や責務であろうとも連帯的かつ個人的な責任を負う。
- 既にフォーライフの正規会員個人登録、または法人登録をしている正規会員とはパートナー登録を組むことはできない。
- 既存の正規会員が他の正規会員資格を有する配偶者をパートナーに

登録変更をする場合、すみやかに登録解除を行ない、パートナーとして登録申請を行なう。但し、本規定の「登録解除と再登録」に従う。この手続きが正しく行なわれない場合には無効となる。

- 必要に応じて公証人により証明された書類の提出が必要になる場合がある。
- 変更希望した正規会員(甲)のダウンライン(下位組織)は、その直上のアップラインであるスポンサー(乙)のダウンライン(下位組織)となる。但し、甲の紹介人数には含まれない。

## 10. 正規会員登録の承継

正規会員が、死亡または活動能力喪失の場合には、フォーライフの裁量により死亡または活動能力喪失した正規会員からみて配偶者を含む1親等までが登録資格を引き継ぐこと(以下「承継」という。)ができる。適切な承継を行なうために正規会員登録の承継に必要な書類をフォーライフに提出する必要がある。法人登録の承継も上記に準ずる。

1. 正規会員登録をする。承継人が既に正規会員として登録している場合には、その当事者は登録を解除し、登録解除日から起算して6ヵ月後に承継を受ける条件を満たしている。
2. 「方針と手続きの規定」を守る。
3. 承継元の正規会員の地位を引き継ぐ全ての条件を満たしている。
4. この条項に基づくフォーライフの登録の承継に関わるボーナスは、承継人の同一名義に支払われる。
5. フォーライフの登録資格を承継希望する正規会員に、フォーライフへの未払い金がある場合には、それが全て返済されるまで承継の手続きを行なうことはできない。

### ■死亡により承継する場合

登録資格の承継を有効にするために受遺者は、フォーライフに対して下記の書面を提出する。

1. 死亡証明書の原本
2. 遺言書等による承継人が、フォーライフの登録資格を引き継ぐ権利を証明する法的に有効な文書の原本
3. 承継人により正しく記入された「正規会員登録申請書」

### ■正規会員活動の能力喪失により承継する場合

登録資格の承継を有効にするために受遺者は、フォーライフに対して下記の書面を提出する。

1. 法的に承継人の指定を証明する書面の原本
2. 承継人がフォーライフの登録資格を管理する権利を証明する法的な書面の原本
3. 承継人により正しく記入された「正規会員登録申請書」

## 11. 登録資格に関する取り決め

- フォーライフの正規会員は、配偶者とのパートナー登録、法人等の登録をすることができる。しかし、離婚、会社の解散、パートナー登録の解除により会員登録時の申請内容を変更する場合には、当事者間で当事者のダウンライン(下位組織)の収入やビジネスに悪影響が出ないように調整する必要がある。
- フォーライフや他の正規会員に対して不利益をもたらす場合には、フォーライフはその当事者との正規会員登録を解除する。その当事者のダウンライン(下位組織)については、「登録解除と再登録」の項目に従う。
- 離婚等のために会員登録時の申請内容の未定期間では、当事者は下記の手続きを経てビジネスを運営する。
  - a. 前配偶者が本人に関わるフォーライフビジネスのすべての権利を放棄した場合、再登録に要する6ヵ月を待たずに、再登録することができる。前組織にいた追加会員が完全にフォーライフビジネスに関する全ての権利を放棄した場合、再登録またはフォーライフビジネスに関わる権利、資格を得るために6ヵ月の無活動期間

が必要となる。

- b. 法人登録を引き継ぐ権限を有する資格者は、その法人登録をしている正規会員から配偶者を含む1親等までとする。
- c. 当事者はフォーライフを従来通り継続し、フォーライフからのボーナス等の振込は正規会員の個人名義に対して行なわれ、その配分は当事者間の交渉で決定される。
- 離婚、会社の解散等によりその系列のダウンライン(下位組織)が分割されることは一切ない。また離婚した配偶者や解散した組織に対して、フォーライフはボーナスを分割することはない。
- ボーナス等の振込みは一口座のみとなる。このボーナスは、一貫して同じ個人、または同じ組織(代表者名)に振込まれる。
- 離婚、会社の解散等により会員登録時の内容の変更をする当事者が、離婚、会社の解散時から6ヵ月を経過してもフォーライフのボーナスや登録の所有権に関する紛争を解決できない場合には、その正規会員登録は解除される。
- 離婚した配偶者や解散した組織の会員がフォーライフの登録の権利

を完全放棄した場合には、以前所有していたダウンライン（下位組織）や顧客と取引することはできない。

- フォーライフは「登録資格に関する取り決め」に関わる申請について

審査し、その結果その自由裁量にて申請を無効または却下することができる。

## 12. 登録の終了と更新

- 正規会員登録は、「正規会員登録申請書」が受理されてから翌年の同月まで、「無活動による登録解除」（P7）の場合を除き、登録が一年間有効である。更新の場合には、資料費を含む会員継続料として1,851円を支払う必要がある。正規会員登録期限満了日から30日以内に、更新料1,851円を完納しなければ登録解除となる場合がある。
- 正規会員は下記のいずれかの方法で資料費を含む会員継続料(1,800円)を支払わなければならない。
  - a. 登録満期の月のボーナスから相殺される。
  - b. 任意のクレジットカードで支払う。
  - c. フォーライフ指定の金融機関へ1,851円の振込みを行なう。

## 13. ボーナス（報酬）

### ■ ボーナス等の受け取り条件

フォーライフのボーナスプランは、フォーライフ製品の購入、販売実績を基本にしている。正規会員は正規会員登録後、本規定に違反しない限り、ボーナスプランに定められた基準を達成した場合に、ボーナスを得ることができる。ボーナスに関する詳細は、「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーバック内の規定」で確認する。

### ■ 製品の返品に対するボーナス調整

正規会員は、会員価格で購入した各製品に定められているポイントの合計を基準として、ボーナスを受け取る。製品の返品金額が1回で調整されなかった場合には、支払われたボーナス分の金額を満たすまで月々のボーナスから差し引かれる。

### ■ その他の支払い調整

- ボーナス振込の際には、その振込手数料として一律380円がボーナスから差し引かれる。
- ダウンライン（下位組織）の活動報告書を作成した場合には、フォーライフはその正規会員に対してデータ処理手数料をボーナスから差し引く場合がある。

### ■ ボーナスの入金

ボーナス対象期間の実績に応じたボーナスの支払いについては、各正規会員が指定した登録者名義のみの銀行口座に振込まれる。ボーナスの金額と振込手数料の合計が1,690円以上の場合に支払われる。但し、1,690円未満の場合には、フォーライフに留め置かれた後、1,690円以上になった際に支払われる。

## 14. 製品の注文

### ■ 正規会員の製品注文

#### a. 一般注文

正規会員は、フォーライフに対して直接注文し、製品を購入することができる。フォーライフはその正規会員に直接製品を発送する。

フォーライフへの製品注文は、各正規会員が個々の責任において、フォーライフに対して直接行なう。他の正規会員が代わりに注文することはできない。本人以外の製品購入に関してはその本人のポイントに計上されない。フォーライフは、間接的に行なわれた製品注文に関わる正規会員間の論争については、いかなる仲裁にも入ることはない。正規会員は、フォーライフ指定の製品注文書に注文日、ID番号、注文者名、電話番号、配送先名、配送先住所等の必要事項を全て記入し、FAXまたは郵送するか、電話、フォーライフ公式ホームページ、フォーライフ公式携帯サイト等のいずれかの方法で注文することができる。なお、正規会員はフォーライフの製品を購入する場合に、第三者の名義であるクレジットカードや金融機関の口座を利用することはできない。また、代金引換サービスを利用し、製品の受け取り拒否をした場合、フォーライフは、~~1,851~~円（代引き手数料および倉庫返品手数料）を紹介者に請求する。

製品の支払い方法として、

1. 現金払い（来社のみ）
2. フォーライフ指定金融機関への振込み（入金確認後の発送）
3. 代金引換（毎月1日～20日まで利用可能）
4. 本人またはパートナー名義のクレジットカードによる決済

#### b. 自動発送システム（継続的な注文）

自動発送システムは、毎月自動的に製品が発送され、一般注文よりも便利なシステムである。事前に自動発送システム申請書にて製品、配送先等の登録を行ない、フォーライフから正規会員へ毎月自動的に発送される。自動発送システムを利用している正規会員は、本人が指定した金融機関の残高が支払い金額不足とならないように準備する必要がある。フォーライフは残高不足、あるいはクレジットカードの不備等で起こった注文のキャンセルについて通知することはない。残高不足によるボーナス等の損害についての責任は正規会員が負う。

- 自動発送システムのルール

自動発送システムを設定していても、自動発送システムによる100ポイント以上の製品購入がない月、または一般注文による100ポイント以上の製品購入がない月は、当正規会員に対してリーダー以上の資格者が受給できるボーナスは支払われない。（ボーナスプラン参照）

### ■ クレジットカードによる購入

クレジットカードで購入したにもかかわらず、フォーライフから製品が届かない、注文と異なる製品が届いた、注文した製品と異なる数のものが届いた場合、クレジットカード会社に支払いを拒否することができる。

### ■ 発送とバックオーダー

通常フォーライフでは、在庫のある製品に関しては注文を受けてから5日以内で製品を発送する。在庫切れが発生した場合には、バックオーダーとなり、フォーライフに製品が到着次第発送される。注文から30日経っても発送できない場合には、フォーライフから通知し、バックオーダーされた製品の注文を取り消すことができる。注文の取り消されたバックオーダーについて正規会員は返金、代替製品との交換のいずれかを選択できる。返金を希望する場合には、ポイントは返金が行なわれた月に返金相当額のポイントが差し引かれる。

### ■ 注文の確認

製品を受け取った時に、実際の製品が納品書の記載事項と一致していることと、製品に破損がないことを確かめる必要がある。受け取った製品の中に、注文した製品と異なるものや破損等の不具合の製品がある場合には、フォーライフから製品を受け取った日から30日以内に問い合わせる必要がある。30日を経過した問い合わせには応じられない場合がある。

## 15. 製品の小売販売

### ■販売地域

フォーライフが特定の正規会員に対して独占販売地域を与えることはない。フランチャイズ料を取ることもない。

### ■製品販売の条件

フォーライフのボーナスプランは正規会員が会員価格で購入した各製品を再販売すること及び、本人、そのダウンライン（下位組織）が本規定に記載された条件を満たすことで成り立っている。その結果として得た実績に対して、ボーナスを受け取る。

- 正規会員はフォーライフ公式の最新版ボーナスプランに記載された本人の月間ポイントと3世代までの月間ポイントの条件を達成する。本人の月間ポイントとは正規会員本人の購入により得られ、3世代までの月間ポイントは本人の月間ポイントを含め、本人のダウンライン（下位組織）内の3世代までのポイントの合計から得られる。
- フォーライフから購入した再販売可能な製品に関して与えられたポイントの総計の70%に当たる製品を顧客に小売販売する。

### ■正規会員が顧客に販売をする時に行なうべきこと

- 製品の正しい説明を行ない、製品に対する正しい理解が得られるようにする。
- 顧客が必要としている時に必要な数だけの製品を販売する。
- クーリング・オフを説明する。

### ■領収証とフォーライフ指定の「ご契約内容確認書」

- 製品を販売するときに、領収証と共に、裏面にクーリングオフの記載があるフォーライフ指定の「ご契約内容確認書」を必ず発行する。
- 領収証と「ご契約内容確認書」は2年間保管し、フォーライフの要請があれば提示する。正規会員が顧客から製品の返品または交換を希望された場合には、発行した領収証と「ご契約内容確認書」により返品の手続きを行う。

### ■内金の禁止

正規会員が顧客に製品を渡す時以外は、その顧客から支払いを受け取ることはいかなる場合でもできない。製品の発送を見込んで内金を受け取ることはいかなる場合でもできない。

### ■ネガティブ オプションの禁止（顧客の承諾なしの発送及び販売）

正規会員は顧客の購入の意思を確認することなく製品を発送することはできない。正規会員が顧客の意思を確認することなく製品を発送した場合には、顧客が製品を受領した日から14日を経過するまで、または顧客が製品の引き取りを請求した時は、請求日から7日を経過する日までに顧客が製品の購入を承諾せず、その正規会員が製品を引き取らない場合には、その正規会員は、その顧客に対してその製品の返還請求及び代金請求をすることができない。

## 16. 製品の返品

### ■正規会員がフォーライフから購入した製品を返品または交換する場合

- 100%返済保証制度（初回購入時の不満足による返品）  
初めて購入した製品に限り、開封、未開封に関わらず、不満足な場合には製品到着後30日間は、その送料を除く100%の代金保証を受けられる。返品に要する送料は会員が負担する。但し、初回購入の返品後、初回に注文した製品を購入することはできない。
- 製品の返品、返金  
製品を受け取った日から1年以内で未開封かつ再販売可能な製品（品質保持期限が3ヵ月以上残っている製品）に限り返品することができる。それらの製品をフォーライフが受け取った後、会員価格の90%からの金額が返金される。但し、正規会員にはその製品購入により発生したボーナス、キャンペーン、インセンティブ等で発生した金額も差し引いた返金となる。
- 製品不良による交換制度  
製品到着後、なんらかの破損、汚損が見られた場合、同一製品と交換する。購入後に生じた不良交換はできない。空容器またはそれに準ずるものの交換、異なる製品との交換はできない。
- 製品の返品、交換  
製品を受け取った日から1年以内で未開封かつ再販売可能な製品であれば、返品または他の製品と交換できる。その際、返品製品代金の90%相当の製品と交換できる。また、返品に要する送料は会員が負担する。
- 返品合計限度額  
返品合計限度額は6万円までとし、過去12ヵ月間の累計とする。但し、再販売可能な未開封の製品（品質保持期限が3ヵ月以上残っている製品）の返品に限る。6万円以上に相当する製品の返品をした場合には、フォーライフに対する返却とみなし、正規会員登録は自動的に解除となる。

### ■正規会員が直接販売した顧客からクーリング・オフの返金を要求された場合

- 正規会員が顧客に対して販売した場合には、クーリング・オフの期間として領収証受領日または製品受取日のいずれか遅い日より起算して、8日以内であれば未開封の製品の製品代金と送料を保証しなければならない。クーリング・オフ期間内に顧客が直接販売した正規会員に対して、フォーライフ指定の領収証とともに未開封の製品の返品を申し出た際、その正規会員は製品を受け取った後に購入代金の全額と送料を返金しなければならない。
- 正規会員がフォーライフに対して、顧客から返品された製品の交換をする場合には、正規会員は顧客から返品された製品を受け取った日から10日以内にフォーライフへその領収証と製品を必着させる必要がある。この場合の送料は正規会員が負担する。

### ■返品のための手続き

返品、同製品の交換、代替製品との交換のための手続きは下記の通りである。

- 返品はすべてフォーライフから直接購入した正規会員が行なう。
- あらかじめ電話でディストリビューターサービスから返品許可番号の発行を受ける。この返品許可番号は返品する製品を梱包した箱に必ず記入する。
- 返品許可番号を記載した書類、領収証、納品書を返品する製品と一緒に送る。
- 返送する際に、返品する製品に破損等の起こらない適当な箱と詰物を利用し、フォーライフ宛の送付はすべて送料元払いで、送付する。フォーライフに対して着払いで返品をすることはできない。返送の際に起こる紛失または未着、返送等による損害は正規会員が負う。フォーライフへ返品された製品が未着の場合には、正規会員が紛失した荷物の配達ルートについて確認する責任がある。



## 17. 製品在庫と販促品の返却

正規会員登録の解除を行なう際に、販売または自己消費していない製品と販促品の在庫を返品することができる。

正規会員が返品できる製品と販促品は、正規会員本人が製品を受け取った日から1年以内で未開封かつ再販売可能な製品のみに限られる。

それらの製品をフォーライフが受け取った後、正規会員は会員価格の90%から送料、その製品購入により発生したボーナス、キャンペーン、インセンティブ等で発生した金額を差し引いた返還を受けることができる。

## 18. 登録解除と再登録

### ■クーリング・オフによる登録解除

- 正規会員は登録完了後、クーリング・オフ期間（正規会員が登録の内容を明らかにする書面を受領した日、または製品の引渡しを受けた日から起算して20日以内）に書面（郵送またはFAX）をもって自発的に登録解除できる。
- 登録解除した場合は、フォーライフは製品の購入代金を返金する。
- クーリング・オフを行使した正規会員が、フォーライフより何らかのボーナスを既に受け取っていた場合は、そのボーナスを全額フォーライフに対して返金する。
- 購入した製品をフォーライフに返送する費用は、フォーライフが負担する。
- クーリング・オフにより返品された製品に関連して既に支払われた上位正規会員へのボーナス及び本人へのボーナス等は、各上位正規会員及び本人のボーナス額より差し引かれる。
- 新規登録者がクーリング・オフを申し出た際に、不実の告知、威迫強迫行為等でクーリング・オフの妨害をした事実が判明した場合、20日を経過した後でもクーリング・オフを行なうことができる。

### ■自発的な登録解除

下記の条件で正規会員登録を本人の意思で自発的に解除できる。

1. クーリング・オフによる登録解除とは異なり、返金や返品に関わる費用または手数料はすべて正規会員が負担する。
2. 支払われた上位正規会員へのボーナス及び本人へのボーナス等は、各上位正規会員及び本人のボーナス額より差し引かれる。
3. 自動発送システムに参加している場合には、その登録も同時に解除される。
4. パートナーがいる場合、同時に登録解除となる。
5. 自発的な登録解除をする際には、事前にフォーライフの日本支社の住所へ書面にて通知する必要がある。登録解除希望の正規会員は、その書面に本人の自筆による活字体で記入された名前、捺印、住所、正規会員ID番号を記載する。
6. 自発的な登録解除後に、カスタマー会員として製品購入を続けたい場合には、再度カスタマー会員の登録手続きをする。（カスタマー会員規約参照）

### ■無活動による登録解除

無活動とは、正規会員が1ヵ月間に購入、再販売、紹介、正規会員活動を一切行わないことである。この無活動が6ヵ月間連続する場合

には、正規会員登録が解除される。

### ■登録の強制解除

本規定または日本国の法律に違反した場合には、正規会員登録を強制解除される場合がある。登録解除の通知は登録された住所に配達確認ができる方法で送られる。フォーライフにより送られた通知の中に記載されている登録解除日か、正規会員がその通知を受け取った日のいずれか早い日が有効となる。

### ■登録終了または未更新の登録解除

正規会員登録した日から1年後に更新しないまたはできない場合には、登録解除となる。

### ■登録解除による権利喪失

正規会員登録が、未更新、無活動、クーリング・オフによる登録解除、自発的な登録解除、登録の強制解除となった場合には、登録解除日以降、その正規会員本人が構築した組織とボーナスの所有権及び請求権を失う。登録解除をした正規会員は、フォーライフの正規会員としてのビジネス活動を行なうことはできない。

### ■登録解除による組織の移行

正規会員登録を解除した人のダウンライン（下位組織）は、その人のスポンサー（直上のアップ）のダウンライン（下位組織）となり、紹介人数に含まれる。

### ■登録解除後の再登録

正規会員登録解除後、登録解除日を起算日として6ヵ月経過した場合に再登録することができる。但し、無活動による登録解除の場合には、無活動の月から6ヵ月経過した後に再登録することができる。再登録する際には、改めて、フォーライフの「正規会員登録の条件」に従う。但し、以前登録があり、登録の強制解除や警告等の処分を受け、再登録を申請した場合、フォーライフの判断で再登録の延期または却下することができる。

## 19. 製造物責任保険

フォーライフは製造物責任保険に加入しているので、顧客に販売したフォーライフの製品に対する苦情は、この保険の対象となる。但し、正規会員が製品の包装を変える、または手を加えた場合、フォーライフの意向を無視し、違法または不当な広告をした場合、フォーライフの

行動規準や規定に違反して販売した場合には、この保険の対象外となる場合がある。この支払いは、保険証券に記載された約款に基づくもので、具体的な事故に関する保険の適用を保証するものではない。

## 20. 紹介者の変更

フォーライフは原則として、組織を保護する目的で紹介者変更を許可しないが、下記の条件を満たした場合には、フォーライフがその申請に対して審査し決定する。紹介者変更を希望する正規会員はその変更理由を記載した書面をフォーライフに申請する。

- a. 紹介者の変更を希望する正規会員は、登録日から10日以内に、紹介者の変更を希望する正規会員と提出された原本の紹介者となっている正規会員及び上位者の署名があり、適切に記入された「紹介者変更申込書」を提出する。

- b. 法律上の禁止行為、明らかに他の正規会員の活動を妨げる不正勧誘、他の正規会員に対する迷惑行為、フォーライフの方針と手続きの規定に反する行為、その他社会通念上の不当行為があった場合、その紹介者のダウンライン（下位組織）である正規会員は、登録日から60日以内に紹介者の変更を申請し、自分自身が持つ組織全体を別の正規会員の下の下にすることを希望できる。フォーライフはこの紹介者の変更に関して十分に審査し、その自由裁量にて最終決定する権利を保有する。
- c. 紹介者変更を希望する正規会員は自筆で紹介者変更申込書を作成し、必要事項を記入する。その変更により、ボーナスに影響を与えるすべての正規会員から書面による署名、捺印による同意（原本の

み有効、コピーやFAX等の写しは無効）を得る必要がある。紹介者変更を希望する正規会員のダウンライン（下位組織）内にいる他の正規会員と共に紹介者の変更を希望する場合には、その正規会員全員からも同様に書面による署名、捺印による同意（原本のみ有効、コピーやFAX等の写しは無効）を取る必要がある。組織変更をする際には、その手続きに対する手数料を支払う。以上の手続きをすべて完了後、最終的な書類の確認と変更処理はフォーライフ米国本社によって行なわれ、最短で30日間を要する。但し、組織の規模によっては変更手続きに更に時間がかかる場合がある。

## 21. 正規会員の行動指針

### ■ 正規会員としての責任（ボーナスプランの遵守）

正規会員はフォーライフの製品及びビジネスに関してフォーライフが公式に提供している「方針と手続きの規定」と「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーバック内の規定」等を正しく理解し、模範となる行動をとる。正規会員はフォーライフの公式書面に記載された内容以外の販売方法や、ボーナスプランを用いたビジネス活動を行なうことはできない。会員登録の申請や注文を行なう際には、フォーライフの正規会員登録申請書、日本製品注文書等の公式書面以外の書面を利用して登録申請や注文を行なうことはできない。また他のカスタマー会員や正規会員にも公式書面以外の書面の利用を勧めることはできない。正規会員は、そのプランに参加しているカスタマー会員、他の正規会員、フォーライフに法人登録している会社にフォーライフ公式のボーナスプランの内容以上の無理な購入や支払いをさせることはできない。

### ■ 販売の継続

正規会員はそのランクに関わらず、既存の顧客及びカスタマー会員にサービスを提供し、新しい顧客及びカスタマー会員の世代に働きかけ、継続して販売を促進させる義務がある。

### ■ トレーニングの継続と組織拡大

正規会員は、紹介者、スポンサーに関わらず、そのダウンライン（下位組織）の正規会員に対して正規会員活動が十分正しく出来るように誠意をもって指導しなければならない。ダウンライン（下位組織）の正規会員との接触を頻繁に行ない、コミュニケーションと経理管理の指導を行なう。例えば、コミュニケーションと経理管理の指導をするために、会報、文書通信、個人的なミーティング、電話、Eメール、フォーライフ主催のミーティングやトレーニングへの参加等を利用する。ダウンライン（下位組織）の正規会員に対して製品の使用方法、「登録の手続き-概要書面-を含むスポンサーバック内の規定」、「方針と手続きの規定」の内容と遵守について、学習、研究し、動機付け、指導、援助をする。ダウンライン（下位組織）の正規会員がフォーライフの製品やビジネスに関して不適切な説明をしないように、また法律上不適切な行動を取らないように指導、監督する。フォーライフの要請があれば、これらの責任を実行しているという文書による証拠を提出する必要がある。

### ■ トレーニングを行なう義務

各正規会員は、ビジネスを通して得た販売方法、製品の知識、フォーライフのプログラム等の知識をビジネス経験の少ない正規会員に対してトレーニングする必要がある。

### ■ 法律の遵守

日本国とその地方に適用されている法令に従う。特に薬事法、特定商取引に関する法律、個人情報保護法とその他関連法規を遵守し、他の正規会員にもそれらの法律を遵守するように勧める。

### ■ 自治体の規制

地方には、ホームビジネスに対する自治体独自の法令や条例が規定され

ている場合がある。地方自治体の法令や条例のほとんどは正規会員活動を規制しないが、一部の法令や条例の適用により正規会員活動が規制された場合でも、その法令を遵守し、協力的に対応し、その法令や条例の写しをフォーライフに送付する。

### ■ フォーライフの方針に対する違反の報告

他の正規会員の規定違反を発見した場合には、速やかにフォーライフに連絡する。その際には、日付、違反者氏名、違反の内容と回数、被害者名、その他の情報資料等を送付する。

### ■ 製品の配送先の住所、電話番号の変更

製品や販促品を正確かつ迅速に配送するために、正確な配送先の住所や電話番号が必要となる。配送先の電話番号や住所が変更になる場合には、配送の2週間前までにフォーライフに連絡する。

### ■ 正規会員登録申請書と注文書の保留

正規会員は、新規登録者の正規会員登録申請書と製品注文書を故意に操作することはできない。新規登録希望者本人が記入した正規会員登録申請書と、製品注文書を記入された日から3日（72時間）以内にフォーライフへ送付する（FAXまたは郵送）。正規会員登録申請書は30日以内に原本をフォーライフに郵送する。

### ■ 製品購入による過剰在庫の禁止

正規会員は製品や販促品の在庫を抱える必要はない。顧客やダウンライン（下位組織）のニーズに迅速な対応をするために在庫を確保する場合も考えられるが、あくまで各正規会員の判断で行なう。特にボーナスを得る目的だけのために過剰在庫を増やすことはできない。1ヵ月間で自己消費あるいは再販売可能な数量を超えた注文、購入をし、過剰在庫を持つことはできない。また、他の正規会員に対しても過剰在庫を持つことのないように勧める。

### ■ 正規会員の家族、会社関係者またはパートナーの行動

正規会員とその家族がフォーライフのビジネスに関与し、本規定に違反する行動を取った場合には、その正規会員がフォーライフの方針に対する規定違反とみなされ制裁処置に従い処分される場合がある。同様にフォーライフに法人登録した本人や関係者やパートナーが本規定に違反した場合も処分される。

### ■ 許可をされていない言動等に関する損害賠償

公式、非公式に関わらず、正規会員の言動や配布物の内容は、その正規会員本人がその責任を負う。フォーライフの製品、サービス、ボーナスプラン等に関する情報を公開する場合には、フォーライフの公式書面に記載された内容に従う。フォーライフの公式書面に記載された内容に従っていない正規会員の言動や、配布物の結果として発生した判決、課徴金、賠償金、弁護士費用、その他裁判にかかる経費、フォーライフのビジネスに関わる正規会員の損失等についてフォーライフは一切その責任を負わない。この規定は、正規会員解除後も引き続き有効となる。

### ■ 誹謗、中傷の禁止

正規会員はどのような目的であっても、フォーライフの製品、サービス、ボーナスプラン、方針と手続きの規定等について誹謗、中傷するようなことはしない。また、フォーライフの社員及び他の正規会員の品位や信用を傷つける、または誹謗、中傷するようなことはしない。

### ■ ビジネスに対する損害保険

製品の破損等、製品自体に問題がある場合を除き、フォーライフはその製品について保証しない。正規会員が製品を再販売した際に、在庫品やビジネスの設備に対して破損、窃盗、損害等のトラブルが発生した場合には、正規会員の自己責任となる。正規会員は、そのようなトラブルに備え、必要であると考えた場合には、個人的に損害保険等に加入する。

### ■ 正規会員の納税義務

正規会員は、個人事業者である正規会員として得た収入に関する消費税、所得税等の税金を正規会員本人が税務署にて正しく申告し、支払う義務がある。

### ■ 正規会員として製品やビジネスの説明をする場合

#### ● 製品に対する説明

フォーライフの公式な出版物に記載されている情報以外にフォーライフの製品に関して医療、または治療的な特性について説明をしない。特に、正規会員は、フォーライフの製品がいかなる病気の治療、医療処置、診断、症状の緩和、予防に有効であるという説明はしない。医薬品であると受け取られる可能性がある説明は、フォーライフの方針に違反するだけでなく、日本の法律（薬事法）に違反する。

#### ● 収入に関する説明

ボーナスは、正規会員がボーナスプランの条件を満たした場合に支払われるものである。正規会員として新規登録するだけで確実に収入が入ると誤解させる表現や記述をしない。また、過去に得た収入を紹介し、あたかも誰もが同様の収入を得られるという表現や記述もしない。仮説で説明する場合には、新規登録希望者に対して、説明している収入の事例は、あくまで仮説であることを明確に告げてから、誇張した表現をせず、正確にその説明をする。

#### ● 製品やビジネスの説明をする場合の注意事項

フォーライフのビジネスを紹介する目的のイベント、ミーティング、パーティー等に誘う場合には、事前に電話や口頭で必ずフォーライフとい

う会社名と特定負担を伴う取引についての登録を目的とする勧誘であることを明確に知らせる。また勧誘が目的であるということを告げずに、公衆の出入りしない場所（正規会員の事務所、個人の住居、ホテルの施設、公共施設等の会議室、カラオケボックス、貸し切った飲食店等）でビジネスの勧誘を行なわない。ビジネス勧誘を行なう際には、「フォーライフの概要書面が入っているスポンサーパック」を交付し、以下の「特定商取引に関する法律」の内容を相手に正しく十分説明する。

1. 正規会員の氏名、住所、電話番号
2. フォーライフの代表者の氏名、電話番号、所在地
3. 製品の名前（ブランド名）、種類、性能、品質に関する事項
4. 製品の会員価格及び希望小売価格と販売数量、製品の注文方法と配送の時期・方法に関する事項
5. 仕入・購入に対する支払い方法
6. ボーナス及びそれを受け取るための、製品購入条件とそれに関わる負担の内容
7. クーリング・オフに関する事項
8. 禁止行為に関する事項（下記の「禁止行為」を参照）
9. 製品の取引、または正規会員として登録する時に相手方に影響する重要な事柄

#### ※禁止行為

- 勧誘または登録解除の際に事実と異なる事を告げる行為または故意に重要な事実を告げない行為（不実の告知、事実の不告知）
- 勧誘または登録解除の際に公共の場所で、人の進路に立ち塞がり、あるいはつきまとう行為、迷惑をかける行為、威迫的な行為、困惑させる行為
- クーリング・オフを妨害する行為またはその返金（債務履行）の拒否、またはその遅延行為
- 判断能力が十分でない顧客、または判断が困難な状況での登録行為
- 登録書面等に年齢・職業等の事項について事実とは異なることを記入させる行為
- 日本国の法律・条令等やフォーライフの規定に反するビジネス活動
- 第三者及び紹介者等の威迫・困惑等により会員登録申請者の紹介者の決定を変えさせる行為
- フォーライフに所属する役員、従業員等に勧誘する行為

## 22. 国際マーケティング

1. 製品の登録と承認に関する外国の法令の遵守
  2. 成分、ラベル、包装に関する規定
  3. 保証債務報告書
  4. 知的財産の保護
  5. 税関、税金、移民法の遵守
  6. 直販に関する法律の遵守
  7. 製品と収入に関する紹介
  8. 出版物の内容と言動に関する条件等の重要な法令と税金
- 上記のことを考慮し、フォーライフはアメリカ合衆国、日本、その他フォーライフが進出している国々に限定し、カスタマー会員や正規会員登録希望者にフォーライフのビジネスの紹介、フォーライフの製品の

再販売、サービスの提供をする。一部の正規会員によりフォーライフが正式に進出していない国でフォーライフのビジネスが行なわれた場合、全ての正規会員に対して公平にビジネスチャンスを与えられないので、フォーライフがその国内で正規会員活動を許可した国のみでフォーライフの製品やビジネスを紹介することができる。従って、いかなる理由であっても、フォーライフが正式に許可していない国々での販売に関するチラシ、パンフレット等の販売促進につながるものの配布や贈与または輸入、輸出、販売はできない。特に、フォーライフ製品の販売行為、会員登録の勧誘、トレーニング、ビジネスミーティング、ビジネス組織の設立、広告宣伝等のフォーライフに関連したビジネス活動は、一切禁止されている。

## 23. 店舗販売

各正規会員は、本人の居住地で、本人の希望する場所に個人経営の小売店舗を設置し、フォーライフの製品を販売することができる。その場合は、事前にフォーライフより審査と承認を受け、書面による許可を得る必要がある。しかし、フォーライフ製品をデパートやチェーンストア、小売フランチャイズ、量販ストア等の店舗で販売することはできない。尚、フォーライフは小規模店舗販売の申請に対して審査し、そ

の結果その自由裁量にて申請を却下する権利を保有する。また許可後であっても不適切な販売行為等があった場合にはその許可を取り消す権利を保有する。また、インターネットでのネットオークションによる販売を行なうことはできない。

## 24. イベントへの出展及び販売

正規会員はフォーライフの製品を見本市、トレードショー等のイベントでデモ販売をすることができる。但し、事前にフォーライフに対して許可を得る必要がある。イベントの広告、本人とそのイベント主催者の署名のある申請書、出展にかかる費用の領収証をフォーライフに送付し、

先着順に許可を得られる。正規会員はイベント毎に出展許可を申請する。フォーライフは出展申請に対して検討し、その結果その申請を無効または却下する場合がある。尚、バザー、ガレージセール、フリーマーケット等への出展は許可されない。

## 25. 宣伝広告の規制

### ■メディアを通じた宣伝広告

正規会員は、フォーライフとその製品に関する評価を維持、または高めるように努める。

- フォーライフとフォーライフのビジネス、製品、ボーナスプラン、サービスを提供する時は、公序良俗に従い、虚偽、詐欺、倫理、道徳に反する行為は行なわない。
- フォーライフの企業イメージや理念を広く知らしめるためのメディアを通じた宣伝広告活動の権利は、フォーライフがすべて保有する。メディアとは、テレビ・ラジオ・雑誌・新聞・ポスター・DM・インターネット・パソコン通信等あらゆる媒体を指す。
- フォーライフの製品やビジネス等に関することを紹介する場合には、フォーライフが正式に提供している販促品を利用する。正規会員が無断で作成した販促品や贈呈品、インターネットを含む広告はできない。
- いかなる目的であろうともフォーライフが作成した動画や音声等を複製することはできない。
- フォーライフのイベントや講演に関して個人的、公的に限らず、許可なくその内容を録音や録画することはできない。
- 正規会員が宣伝広告を利用する場合には、いかなる宣伝広告であっても、フォーライフの承認を得る必要がある。
- フォーライフのビジネスに関する資料を配布する場合には、フォーライフの作成許可を得る。
- フォーライフがその正規会員に対して指示が必要であると判断した場合には、その指示に従う。
- 宣伝広告の申請がある場合には、フォーライフはその申請に対して審査し、その結果その自由裁量にて申請を無効または却下とする権利を保有する。
- インターネットのホームページをビジネスで利用したい場合は、フォーライフが公式に提供しているホームページに登録し、ビジネス活動を行なう。但し、フォーライフから正式に承認を受ければ、個人で作成したフォーライフビジネスに関連したホームページを一般に公開することができる。
- フォーライフの製品やサービス等を顧客や正規会員であるかどうかに関わらず、誰に対しても他社の製品やサービス等と混同しかねない紹介や見せ方をすることはできない。フォーライフの正規会員は誰に対してもフォーライフのビジネス、製品、サービスをフォーライフ以外のビジネスや製品、サービスと共に紹介または提示することはできない。また正規会員がフォーライフ以外のビジネス、製品、サービスをフォーライフ関連のセミナー、コンベンション等のイベントで販売することはできない。
- インターネット等のネットオークションによる販売を行なうことはできない。また、オークション販売を行なう第三者に製品の販売または譲渡することはできない。

### ■商標登録とコピーライト

- フォーライフが現在ならびに将来フォーライフにて公式に採用される社名、商標、トレードマーク、ロゴマーク等はフォーライフの知的所有権であり、正規会員が唯一利用できるように認められた表示方法である。正規会員は、フォーライフに対して無断でこれらを複製または使用することはできない。
- フォーライフで公式に提供していない如何なるアイテムであってもフォーライフの社名を使用することは出来ない。但し、正規会員がフォーライフの社名やロゴマーク等を使うまたは使わないに限らず宣伝広告を利用する許可を得た場合には、下記のように正規会員の氏名(実名)、住所、電話番号、フォーライフ リサーチ ジャパンのインディペンデントディストリビューターであることを記載する。

- フォーライフ リサーチ ジャパンインディペンデントディストリビューター
- 正規会員の氏名(実名)
- 正規会員の住所
- 正規会員の電話番号

### ■販売時の曖昧な表現の禁止

販売促進活動を行なう場合には、下記のような表現を用いた全ての宣伝広告活動はしない。

- 「フォーライフ(社)」、「フォーライフリサーチ(, LLC)」、「フォーライフリサーチジャパン(, LLC)」等の事務所、従業員であるような表現や記述
- フォーライフより公式に提供されたフォーライフ関連の情報以外の表現、または記述

### ■テレマーケティングの禁止

大量に電話勧誘するテレマーケティング方式でのフォーライフのビジネス、製品の宣伝はしない。

### ■メディアへの対応

フォーライフに関する製品、サービス、ビジネス等について放送、出版等のメディアからの取材等の問い合わせに対してフォーライフの許可なく応じることはできない。情報の正確性と一貫性を守るために事前にフォーライフに連絡する。

### ■政府機関の支持に関する発言

日本政府の行政機関はネットワーク販売活動を行なう企業やプログラムに対して承認または推奨はしていない。従って、正規会員はフォーライフが政府機関から何らかの承認または推奨があるかのような表現、示唆、暗示をしない。

## 26. 再包装と表示ラベル変更の禁止

正規会員はフォーライフの製品、情報、文書、プログラム等のすべてについてフォーライフ製品のパッケージの変更やラベルの貼り替え、容器の再充填、ラベルの変更、内容の改竄等一切しない。フォーライフの製品は本来の容器でのみ販売することができる。ラベルの貼り替え

やパッケージの変更は国や地方の法律に抵触し、刑法上、重大な処罰が科される場合がある。またパッケージの変更やラベルの変更が原因で消費者の事故、障害が起きた場合、正規会員の自己責任で処理する。

## 27. クロススポンサー行為の禁止

クロススポンサー行為とは、フォーライフ内に別系列の組織で登録がある、または過去6ヵ月間にそのような登録があった個人または組織を勧誘し、紹介することである。この規定を逃れるために配偶者や親戚の氏名、商標名、照合、仮称、会社、パートナー登録、ID番号等を不正に

利用または偽造しない。正規会員は、他の正規会員をその組織に入るように勧誘し、他のフォーライフの正規会員を誹謗、中傷するようなことはしない。この規定はフォーライフの正当なビジネスの変更を記載した「正規会員登録の承継」の項目にある規定を禁止するものではない。

## 28. 他社への引き抜き行為の禁止

フォーライフの正規会員は他のマルチレベルのビジネスやネットワークビジネス販売活動に自由に参加できる。但し、フォーライフとの登録が有効な場合には、正規会員は他のフォーライフの正規会員と顧客を他のマルチレベルやネットワーク販売活動に勧誘または紹介すること（引き抜き行為）はできない。また下記のいずれかに当てはまる場合には、登録解除後6ヵ月を経っていない元正規会員はフォーライフの他の組織やライン（系列）の正規会員またはカスタマー会員を他のマルチレベルやネットワークビジネスの販売活動に引き抜くことはできない。

1. 引き抜き対象の正規会員またはカスタマー会員が登録解除した正規会員のダウンライン（下位組織）にいる場合

2. 引き抜き対象の正規会員またはカスタマー会員が登録解除した正規会員とフォーライフを通して知り合った場合

引き抜き行為とは、フォーライフの正規会員またはカスタマー会員を直接的あるいは第三者を通しての間接的なフォーライフ以外のマルチレベル販売、ネットワーク販売、直販活動等に関する依頼、勧誘、紹介するかそのような事柄に何らかの影響を与える行為であり、その結果が成功、失敗を問わず引き抜き行為とみなす。

## 29. ダウンライン（下位組織）の活動報告

ダウンライン（下位組織）の活動報告書とその内容は、フォーライフの独占的企業秘密として扱われる。この報告書は同じライン（系列）に属する組織の正規会員と協力してフォーライフのビジネスを拡大するためにのみ利用されるものであり、各正規会員には機密情報として提供される。正規会員はこの報告書と同じライン（系列）のダウンライン（下位組織）である正規会員を管理、動機付け、育成トレーニングするために利用できる。正規会員とフォーライフはこの報告書の内容に関して秘密厳守の規定に同意して初めて提供されるもので、下記の通り、いかなる目的であっても、直接的間接的手段を問わず、利用することはできない。

1. 直接的、または間接的にダウンライン（下位組織）の活動報告書の情報を第三者に開示してはならない。

2. フォーライフのビジネス活動を促進する以外の目的のために、ダウンライン（下位組織）の活動報告書の情報を利用し、フォーライフとのビジネス関係を変更させるようにカスタマー会員や正規会員に影響を与えることはしてはならない。

3. 個人的な目的や営利、非営利に関わらず、如何なる団体や組織企業等に対して、ダウンライン（下位組織）の活動報告書の情報を開示または利用してはならない。

フォーライフからこの報告書に関して返還するよう求められた場合にはその報告書の原本、複製コピー、写しのすべてを速やかに返還しなければならない。この規定は正規会員登録解除後も有効となる。

## 30. 正規会員が所有する個人情報の取扱い

いかなるビジネス活動であっても、個人情報（個人を特定できる情報：個人名、性別、住所、年齢、メールアドレス、電話番号、職業、役職、年取、学歴、趣味、嗜好、家族構成、血液型、身長、体重、出生地、本籍地、パスポート番号、クレジットカード番号、学籍番号等）を取り扱う場合、個人情報保護法に従う。ビジネス目的で利用する場合、事前にその対象者にその利用目的を告げて許可を受けた後、その利用目的に限定して用いる。対象者にはできるだけ詳しくその利用目的を告げる。フォーライフより他者の個人情報を得た場合、第三者に開示しない。例えば、ダウンライン報告書を他の会員や第三者に開示しない。またその情報を利用し、事前承諾無しにDM等を発送しない。ビジネスを行なう際には、下記の個人情報保護法に関連した事項を遵守する。

1. ビジネスの利用目的を偽って個人情報を取得しない。
2. 対象者に知らせたビジネスの利用目的の範囲を超えて個人情報を利用しない。
3. 対象者の同意を得ずに第三者に個人情報を渡さない。
4. 対象者からの個人情報の開示要求に応じる。
5. 対象者から受けたその個人情報の利用停止要求に必ず応じる。
6. 対象者にその個人情報を開示する際、高額な手数料を請求しない。
7. 所有する個人情報が漏れないようにしっかり管理する。

## 31. フォーライフでの個人情報の取扱い

正規会員は、フォーライフに登録する際に下記の項目に同意する。

- 各会員の個人情報は、会員の本人確認、注文、発送、ボーナスやコンテストのポイント計算、ボーナスの振込等に必要の情報として、フォーライフ リサーチ ジャパン 日本支社、アメリカ本社で共有される。
- 各会員の個人情報は、新製品に関するお知らせ、イベント情報、アンケート、会報、ボーナス明細等を郵送、Eメール、FAXで送るために、また市場調査のデータ作成のために利用される。
- 各会員の個人情報は、フォーライフ作成のレポート上の情報として

アップラインの正規会員に提供される。その目的は各正規会員が各自のダウンライン（下位組織）のポイント、注文状況、昇格状況を確認し、そのダウンライン（下位組織）に連絡するために利用される。

- フォーライフのビジネスで新たな利用目的が発生した場合、フォーライフの公式ホームページ等で公表し、それにより会員からの承認を得たものとする。

## 32. 記録の追加要請

正規会員がインボイス（送り状）、ダウンライン（下位組織）の活動報告書等の記録を追加要請する場合には、その手数料として、1 ページに

つき 123円の手数料を支払う。

## 33. サービスに対する問い合わせ

ボーナス、ダウンライン（下位組織）の活動報告書、その他手数料等に関する誤りに気付いた場合には、ボーナスの明細書やそのダウンライン（下位組織）の活動報告書が到着した日から 60 日以内にフォーライ

フに対して問い合わせることができる。60 日が過ぎた記入漏れ等のミスに関しては、フォーライフは責任を負わない。

## 34. 制裁処置

正規会員がフォーライフの「方針と手続きの規定」あるいは法律・公序良俗に反する行為をした場合は、その行為に対して制裁処置が適用される。正規会員に重大な違反が判明した場合、フォーライフは違反した正規会員登録解除を含む処罰を与える権利を保有する。処罰を与えるには以下の手続きを取るものとする。

1. 書面による警告または訓告  
警告書を送付し、改善するよう求める。
2. 厳重注意  
正規会員に対して直ちに不正や誤りを是正するよう要請する。
3. 正規会員活動の停止  
フォーライフが定めた期間に関して正規会員活動を禁止する。
4. ボーナスの保留  
本規定に抵触した可能性のある行為に対して、フォーライフが調査する期間に発生したボーナスの全額または一部の支払いを保留扱いとする。登録の強制解除の処置を受けた場合には、調査期間中に保留となったボーナスの受給資格を失う。
5. ボーナスの一時停止  
1 ヶ月分またはそれ以上の期間の報酬を一時停止する。
6. ボーナス受給資格の停止  
フォーライフが決めた期間に関してすべてのフォーライフからの支払いを停止する。
7. 登録の強制解除  
フォーライフの判断により強制的に正規会員登録を解除する。
8. フォーライフの判断による処置  
本規定の条項によって明らかになった正規会員の違反行為により、全面的または部分的に受けた損害を公平に解決できるとフォーライフが判断した処置を適用する。
9. 訴訟手続き  
金銭またはビジネスに関して公平な決着を得るために裁判による解決を行なう。

### ■ 正規会員の苦情への対応

他の正規会員の行為に不満や苦情がある場合

1. 苦情または不満を持つ正規会員はその紹介者にその事を通知し、相手の紹介者と共に解決する。
2. 1. により解決できない場合には、フォーライフに書面にて通知し、解決する。フォーライフでは情報を収集し、事実関係を明確にして解決する。

### ■ コンプライアンス委員会 (Distributor Compliance Board)

コンプライアンス委員会の目的は以下のとおりである。

1. 制裁処置に対する異議申し立ての見直し
2. 正規会員間の問題の見直し
  - フォーライフからの制裁処置に関する決定に対して拒否または未解決である場合には、審議委員会 (Dispute Resolution Board) が慎重に証拠の見直しと十分な協議をし、未解決の問題を検討する。

- 正規会員間の紛争について、当事者は電話または当事者参加の聴聞会をフォーライフに書面で要請する。ただし、フォーライフから制裁処置の書面による通知を受け取った日、または審議委員会からの書面による決定通知を受け取った日から起算して 7 営業日以内とする。
- 聴聞会を開催するかどうかの判断はコンプライアンス委員会が判断する。聴聞会を開催する場合には正規会員からの要請通知が到着した日から 30 日以内に行なわれる。
- その聴聞会に提出されるべき書類や証拠物件は聴聞会開催予定日 7 日前までにすべて提出される必要がある。
- 聴聞会開催を要請した正規会員と、証人として聴聞会に出席する人の経費はすべてその正規会員が負担する。
- この聴聞会後にコンプライアンス委員会が下した判断が最終的な決定とし、問題の審議は終了する。
- 正規会員は、聴聞会が開催され審議が行なわれている期間中に、それ以外の方法で仲裁を求めることはできない。

### ■ 裁定に対する異議申し立て

調査中による延期を除き、制裁処置の通知を受けた正規会員は、審議委員会に対してその通知が届けられた日から 15 日以内（必着）に書面にて異議申し立てをする。その通知が届けられた日から 15 日以内（必着）に異議申し立ての書面がフォーライフに到着しない場合は、その裁定が最終結果となる。正規会員が異議申し立てを行なう場合には、その根拠となる資料を同封する。正規会員が指定期間内に登録解除に対する訴えをした場合には、審議委員会はその登録解除の見直しと他の適切な対応策の検討をし、その結果を書面にて通知する。

### ■ 仲裁

- 正規会員が同意した規約に関する争訟、賠償請求、違反は、商業仲裁規則 (Commercial Arbitration Rules) に従い、アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association) により実施される仲裁により決定される。
- 仲裁者が下した裁定に関する判断は、管轄裁判所にゆだねられる場合がある。正規会員の訴訟、またはフォーライフに対して反訴がある場合には、正規会員は個人単位で行なう。他の正規会員と共にあるいは集団で提訴、または反訴することはできない。
- 正規会員は、陪審員による審理や裁判所を指定する権利を放棄する。仲裁手続きの全ては、米国ユタ州ソルトレイクカウンティ (Salt Lake County, UT, USA) で行なう。直販業界に精通した弁護士 1 名をアメリカ仲裁委員団 (American Arbitration Panel) より選出し、仲裁者とする。
- 仲裁に関係した当事者は、仲裁のために費やされた自己経費分 (弁護士料、法廷手続きに関する手数料を含む) を支払う責任がある。
- その仲裁者による裁定は最終決定であり、当事者はその裁定に従う。必要であれば、管轄裁判所の判決が下される場合もある。
- この仲裁に関する同意は、本規定の有効期限の消滅あるいは登録解除後も効力を発する。その同意により、差押礼状、一時差止命令、仮差止命令、終局差止命令、あるいは仲裁や訴訟の手

続きの前後、その最中に関わらず、仲裁または手続きに関連した裁定の解釈を含め、フォーライフがフォーライフの利益を保護す

る救済処置を得る、または申請することを妨げられることはない。

---

### 35. 準拠法、裁判所の管轄、裁判地

---

仲裁以外の全ての問題に関する裁判所の管轄と裁判地は、米国ユタ州のソルトレイクカウンティ、またはユタカウンティ (Salt Lake County or Utah County, USA) とする。また仲裁に関連した問題の全ては、米

国の連邦仲裁法 (The Federal Arbitration Act) に準拠する。本規約に関連する問題の全ては米国ユタ州の州法に最優先で準拠する。

## ❖ カスタマー会員規定 ❖

### 1. カスタマー会員とは

カスタマー会員は、自家使用を目的としてのみフォーライフ製品を会員価格で購入することができる。よって、小売目的での購入やスポンサー活動を行なうなどのビジネス活動は一切行なうことができない。また、ボーナス受給資格はない。

### 2. 入会方法と条件

以下の条件を満たした上で入会申請を行なう。入会申請は電話、FAX、郵送、フォーライフ公式ホームページにて行なう。登録料、更新料は無料である。

- ・満20歳以上であること。
- ・個人または夫婦の単位での申請であること。
- ・正規会員としての会員資格がないこと。

※これらの条件を満たしていない申請（二重会員資格にあたる申請、虚偽の申請、他人名義、家族名義、架空名義などを含む）はすべて無効とする。

※入会にあたり所定の審査が行なわれる場合がある。

### 3. 正規会員登録への変更

カスタマー会員はフォーライフビジネスを行なう権利を持つ正規会員に変更することができる。正規会員登録申請書に必要事項を記入し、フォーライフへ提出する。登録料として3,600円を支払う必要がある。登録変更後、カスタマー会員時に利用していたID番号は利用できなくなるので、フォーライフはID番号を新たに配布する。

### 4. 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は最終購入日の翌年同月末日とする。入会后、有効期限までに製品の購入がない場合、会員資格は解除する。

### 5. 会員資格の解除

カスタマー会員は本人の意思で自発的に解除できる。解除を希望する場合は、必要事項（氏名、住所、電話番号、ID番号）を記入した書面をFAXまたは郵送でフォーライフへ送付する。

### 6. フォーライフからの強制解除

カスタマー会員が第三者、正規会員もしくは他のカスタマー会員に対し、迷惑や不利益な行為を行なった場合など、フォーライフの裁量により会員資格を強制解除される場合がある。

### 7. 購入方法

#### a. 一般注文

カスタマー会員は、フォーライフに直接注文をし、製品を購入することができる。フォーライフは直接そのカスタマー会員に製品を送送する。フォーライフへの製品注文は、各カスタマー会員が個々の責任において、フォーライフに対して直接行なう。他の会員が代わりに注文することはできない。フォーライフは、間接的に行なわれた製品注文に関わる会員間の論争については、いかなる仲裁にも入ることはない。カスタマー会員は、フォーライフ指定の製品注文書に注文日、ID番号、注文者名、電話番号、配送先名、配送先住所等の必要事項を全て記入し、FAXまたは郵送するか、電話、フォーライフ公式ホームページ、フォーライフ公式携帯サイト等のいずれかの方法で注文することができる。なお、フォーライフの製品を購入する場合に、第三者の名義であるクレジットカードや金融機関の口座を利用することはできない。また、代金引換サービスを利用し、製品の受け取り拒否をした場合、フォーライフは、手数料1,080円（代引き手数料および倉庫返品手数料）を紹介者に請求する。

製品の支払い方法として、

1. 現金払い（来社のみ）
2. フォーライフ指定金融機関への振込み

### 3. 代金引換（毎月1日～20日までの注文）

### 4. 本人名義のクレジットカードによる決済

#### b. 自動発送システム

自動発送システムは、毎月自動的に製品が発送され、一般注文よりも便利なシステムである。事前に自動発送システム申請書にて製品、配送先等の登録を行ない、フォーライフからカスタマー会員へ毎月自動的に発送される。自動発送システムを利用しているカスタマー会員は、本人が指定した金融機関の残高が支払い金額不足とならないように準備する必要がある。フォーライフは残高不足、あるいはクレジットカードの不備等で起こった注文のキャンセルについて通知することはない。

### 8. クレジットカードによる購入

クレジットカードで購入したにも関わらず、フォーライフから製品が届かない、注文と異なる製品が届いた、注文した製品と異なる数のものが届いた場合、クレジットカード会社に支払いを拒否することができる。

### 9. 発送とバックオーダー

通常フォーライフでは、在庫のある製品に関しては注文を受けてから5日以内に製品を送送する。在庫切れが発生した場合には、バックオーダーとなり、フォーライフに製品が到着次第送送される。注文から30日経っても送送できない場合には、フォーライフから通知し、バックオーダーされた製品の注文を取り消すことができる。注文の取り消されたバックオーダーについてカスタマー会員は返金、代替製品との交換のいずれかを選択できる。

### 10. 注文の確認

製品を受け取った時に、実際の製品が納品書の記載事項と一致していることと、製品に破損がないことを確かめる必要がある。受け取った製品の中に、注文した製品と異なるものや破損等の不具合の製品がある場合には、フォーライフから製品を受け取った日から30日以内に問い合わせる必要がある。30日を経過した問い合わせには応じられない場合がある。

### 11. 100%返済保証制度（初回購入時の不満足による返品）

初めて購入した製品に限り、製品到着後、開封、未開封に関わらず、不満足な場合には製品到着後30日間は送料を除く100%の代金保証を受けられる。返品に要する送料はカスタマー会員が負担する。但し、初回購入の返品後、初回に注文した製品を購入することはできない。

### 12. 製品返品時の返金または交換

製品を受取った日から1年以内であれば再販売可能な未開封の製品（品質保持期間が3ヶ月以上残っている製品）に限り、返品できる。それらの製品をフォーライフが受け取った後、会員価格の90%相当の金額に対して返金または製品交換することができる。また、返品送料はカスタマー会員が負担する。

### 13. 製品不良による交換制度

製品到着後、なんらかの破損、汚損が見られた場合、同一製品と交換する。購入後に生じた不良交換はできない。空容器またはそれに準ずるものの交換、異なる製品との交換はできない。

### 14. 返品合計限度額

返品合計限度額は6万円までとし、過去12ヶ月間の累計とする。但し、再販売可能な未開封の製品（品質保持期間が3ヶ月以上残っている製品）の返品に限る。6万円以上に相当する製品の返品をした場合には、フォーライフに対する返却とみなし、会員資格は自動的に解除となる。



### 15. 返品のための手続き

返品、同製品の交換、代替製品との交換のための手続きは下記の通りである。

1. あらかじめ電話でディストリビューターサービスから返品許可番号の発行を受ける。この返品許可番号は返品する製品を梱包した箱に必ず記入する。
2. 返品許可番号を記載した書類、領収証、納品書を返品する製品と一緒に送る。
3. 返送する際に、返品する製品に破損等の起こらない適当な箱と詰物を利用し、フォーライフ宛の送付はすべて送料元払いで、送付する。フォーライフに対して着払いで返品をすることはできない。返送の際に起こる紛失または未着、返送等による損害は会員が負う。フォーライフへ返品された製品が未着の場合には、会員が紛失した荷物の配達ルートについて確認する責任がある。

### 16. 規定の変更等

フォーライフは事前の通知をすることなく本規約を変更する事があるため、必ず本規約をフォーライフディストリビューターサービスまで随時確認する。この規定に記入されていない項目は、方針と手続きの規定が適用される。







TOGETHER, BUILDING PEOPLE™

フォーライフ リサーチ ジャパン,LLC

〒231-0062神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8日石横浜ビル10階 TEL: 045-680-4811 (代) FAX: 045-680-4812 (代) [japan.4life.com](http://japan.4life.com)  
※本誌の無断転載は一切禁止します。Item#201-80524 v7.100413JP